

意見募集は終了しました

野田市パブリック・コメント手続条例（案）に対する パブリック・コメント手続を実施します

1 募集の趣旨

市では、パブリック・コメント手続の在り方について検討するため、平成19年2月に「野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱」を制定し、平成19年4月から試行的に実施してきました。運用開始当初から、パブリック・コメント手続を有効に機能させるため、案の公表時期を骨子案又は素案の段階とするほか、資料の閲覧場所及び意見提出場所の増設、市民が理解しやすい資料の提供など試行的な運用に努めています。

また、野田市集中改革プランの方針に基づき、試行を継続しつつ制度の条例化に向けた検討も進めており、この見直しにより市としての統一ルールを確立し、行政運営の透明性の向上と市民の市政への参加機会の促進を図ることにより、一層開かれた市政運営の実現に繋がるものと考えています。

この度、「野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱」での試行の結果及び他団体の状況等を踏まえ、「野田市パブリック・コメント手続条例（案）」がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第3号
「市の基本的な方針等を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定」

3 意見募集の資料

- ◆ [野田市パブリック・コメント手続条例（案）](#)（PDF：17KB）

（参考資料）

- ◇ [野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱との対照表](#)（PDF：33KB）
- ◇ [行政手続法（平成5年法律第88号）抜粋](#)（PDF：20KB）

4 閲覧方法

- ◆ 市ホームページ内 パブリック・コメント手続からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所5階行政管理課
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
 - ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
 - ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間 **※意見募集は終了しました**

平成22年3月10日（水）から平成22年4月9日（金）まで

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、本計画に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 総務部行政管理課 あて ※4月9日の消印有効
◇持参の場合	○市役所5階 行政管理課（土・日・祝日を除く） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
	◇意見投函箱 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土・日・祝日を除く） ○各公民館、各図書館（休館日を除く） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7123-1074
◇電子メールの場合	ご意見はこちらから ※意見募集は終了しました

8 書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市パブリック・コメント手続条例(案)に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 総務部行政管理課
電話 04-7125-1111 内線 2521